

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名 社会福祉法人 青葉台福祉会(法人番号2140005014558)

監査実施日 令和6年12月19日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容	改善状況
1 評議員選任・解任委員会について、定款第6条にて「評議員選任・解任委員会は監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。」と規定されているにもかかわらず、理事長が委員となり、理事が評議員の選任・解任を行っていた。 評議員会は役員への牽制機能を持つ機関であり、理事は、評議員の選任及び解任を行えないため、評議員選任・解任委員会の委員を選任し直すこと。 また、評議員選任・解任委員会が開催されているが、評議員選任・解任委員会の運営についての細則が確認できなかったため、定款の定めに従い、理事会において適切に作成すること。	改善予定
2 令和5年6月30日に開催された評議員会の招集について、理事会で議決されていなかった。今後評議員会を招集する際は、必ず法定事項を理事会で議決し、理事会議事録に記載すること。	改善予定
3 令和5年度決算にかかる監事による監査報告書において、会計監査人を設置していないにもかかわらず、「会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」と記載しており、監査報告書が実際の監事監査の内容を記載しておらず、監事による監査が形骸化していると言わざるを得ない。ついては、監事による監査の重要性を自覚して業務を行うとともに、監事の職責を果たせるよう機能の強化を図ること。	改善予定
4 株式会社の社債3,500万円分について、理事会での議決を経ずに理事長の独断で購入していた。このような高額の有価証券を理事長の独断で購入することは、理事長が理事会を軽視していることの証左と言えるものである。ついては、理事会の権限を再確認し、今後は法人運営の重要な事柄については理事会において決定すること。なお、この度の社債の購入についても、速やかに理事会にて審議すること。	改善済
5 令和3年11月2日施行の「職員の給与等に関する規則」について、園長(理事長)の手当てが増額されているが、理事会での議決が確認できなかった。結果的に理事長自身の手当ての増額を理事長の独断で行っているため、理事長に対する特別の利益供与も疑われる内容である。ついては、当該給与規則の改定を改めて理事会において決議すること。なお、当該決議において、特別の利害関係を有する理事は議決権を有しないことを申し添える。	一部改善済
6 令和6年5月26日の理事会の議事録について、開催から半年以上が経過しているが、未だ署名または記名押印がない。真実性が担保された有効な議事録とするため、定款の規定に従い、速やかに署名または記名押印をもらうこと。	改善済

- 7 令和4年度決算において、園長が業務で私用車を使用した際の燃料代を旅費交通費として支給していたが、支出根拠とすべき旅費規程が確認できなかったことから規程に依らず支出しており、また証憑書類である領収証についても紛失していた。
支出根拠に基づかず旅費交通費を支給することは、社会福祉法人の資金の法人外流出と解されるものであり、加えて、証憑書類とすべき費用支出に係る領収証を紛失していることから、社会福祉法人の理事への特別の利益供与との疑念も生じるものとなっている。
については、法人の旅費規程が亡失しているならば、所定の手続きを経て速やかに旅費規程を再整備し、その上で、この度の旅費交通費の支給が適切なものであったかどうか理事会で審議すること。

改善予定

- 8 幼保連携型認定こども園「青葉台こども園」の保護者の送迎用駐車場として、園の近隣の土地を賃借し、法人会計より賃借料を支出している。当該賃借契約に係る契約書を確認したところ、有期契約であり、契約期間満了の2か月前までに当事者間で契約延長等について協議する内容となっており、理事長曰く協議したとのことであるが、その協議結果について内容が確認できず、契約内容が不明瞭となっており、結果的に賃借料の支出について根拠が乏しいものとなっていた。
については、相手方と協議のうえで契約内容を再確認し、契約書を再締結する等の対応をとった上で、根拠をもって賃借料を支出すること。

改善予定

- 9 計算書類の注記について、以下の通り不備等が認められたため、改善すること。
・拠点区分用の注記のみ作成され、法人全体用が作成されていなかった。法人全体用の注記は作成を省略できないため、法令の定めにより適切に作成すること。
・作成している注記について誤記が散見された。注記については正確に作成すること。

改善予定

令和7年3月7日現在